

# 辺野古・違法アセス訴訟

2009年8月19日

## <請求の趣旨（裁判で求めていること）>

- ①方法書作成やり直し義務があることの確認
- ②準備書作成やり直し義務があることの確認
- ③追加修正部分についてやり直し義務があることの確認
- ④意見陳述の機会を奪われたことに対する国家賠償請求

## <原告>

342名

## <請求原因（アセスの問題点）>

### ○請求の趣旨①について

本件アセス方法書は、環境影響評価法5条の要件を欠く、瑕疵ある方法書であって、沖縄防衛局は、法律にしたがった適正な方法書を作成すべき義務を免れない。

- (1) 環境影響評価手続を経ないで行われている「隊舎等の建物の建設工事着手の違法」
- (2) 環境影響調査方法書作成前の環境現況調査（事前調査）の違法
- (3) 環境影響評価方法書作成義務違反
- (4) 方法書作成手続の違法

### ○請求の趣旨②について

本件準備書は、現在も沖縄防衛局が継続している調査結果も踏まえて作成されなければならないのであり、法14条が定める事業者の準備書作成義務を充足するものではなく、現在継続中の調査結果も踏まえて、準備書作成をやり直さなければならない。

- (1) 方法書作成以前の調査結果が引用されている
- (2) ゼロオプションを含む代替案の検討が不十分であること
- (3) オスプレイ配備に関する記述をすべきこと
- (4) 海砂採取その他関連事業についてもアセスの対象に含めるべきこと
- (5) 調査、予測及び評価が非科学的であること
- (6) 複数年調査の必要性
- (7) 準備書公告縦覧後の調査継続

### ○請求の趣旨③について

沖縄防衛局が2007年8月に本件方法書を公告して以降、幾多の事業内容の修正が加えられており、当該修正後の事業について、方法書の作成から環境影響評価手続を全てやり直す義務がある。

- (1) 方法書公告後・環境影響調査前の追加修正
- (2) 準備書において新たな事業が追加されている

### ○請求の趣旨④について

被告の行為によって、原告らの環境影響評価法8条1項及び18条1項に基づく意見陳述の権利ないし法的に保護された利益が侵害され、原告らは精神的な苦痛を被った。